

○産業教育手当支給規則の運用について

(昭和33年2月20日岡人委第85号通知)

(沿革)

昭和33年12月26日第525号	昭和36年1月31日第41号
昭和42年7月31日第294号	昭和43年4月1日第10号
昭和56年5月18日第56号	昭和63年4月1日第12号
平成元年4月1日第11号	平成6年12月22日第277号
平成13年1月17日第251号	平成13年3月30日第314号
平成18年3月24日第188号	平成21年11月30日第132号 改正

第1条関係

1 「これらと同等以上の学力があると人事委員会が認める者」は、次に掲げる者であること。

- 一 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- 二 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定規程による大学入学資格検定を含む。）に合格した者
- 三 昭和23年文部省告示第47号（学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定）に掲げられる者

2 「担当実習に関連のある実地の経験」には、その実習助手の現に従事する職務に直接関連のない職務又は業務に係るものは含まないものとする。

なお、実地の経験の年数は、月計算をもつて行うものとし、同一月を2回算定することとなる場合には、1月として計算すること。

第2条関係

一 教員が本条各号の一に該当するかしないかは、年度当初において年間教育計画及び教員の勤務時間の内容等によつて決定するものとし、年度途中において配置換その他の異動のあつた教員については、その際決定するものであること。

二 「実習を伴う農業又は工業に関する科目」とは、高等学校学習指導要領農業科編又は工業科編の科目の表に掲げられたものであること。

三 「・・・・・・科目の授業及び実習を担当する・・・・・・」とは、前項の科目の実習の部分を担当しない者は除外する趣旨であること。

四 「附随する勤務」とは、授業及び実習担当のための準備及び整理並びに農場、牧場、畜舎、飼養室、養殖場、製造工場等における諸勤務をいうものであること。

第3条関係

実習助手が本条に該当するかしないかは、教員の場合と同様の扱とするものであること。

第5条関係

- 一 「引き続き」とは、当該期間中に週休日及び休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）も算入するものであるが、本条第3号の場合においては、その引き続いた期間の最初の日又は最後の日が週休日又は休日等であるときは算入しないものであること。
- 二 「出張中の場合」とは、出張したために、当該教員が担当する科目の授業又は実習の指導に従事しないこととなる場合をいうものであり、出張中においても生徒を引率して授業又は実習の指導に従事している場合は該当しないものであること。
- 三 「勤務しなかつた場合」には、採用に至るまでのその月における勤務のなかつた期間及び退職又は死亡後のその月における勤務のなかつた期間は含まないものであること。